

(議案第1号について事務局より説明)

(質疑等の要旨)

委員：平成34年に買取り申出が大量に可能となる問題について、前回審議会でも副市長に先々考えていくと答弁いただきました。審議会を新たなメンバーでスタートするにあたって、今後の生産緑地のあり方に向けて、市として政策的にどのようなアプローチが必要だと感じているのでしょうか。

事務局：生産緑地制度については、本市は平成4年に当初指定しており、現在指定されている生産緑地地区の大半が当初指定です。指定後30年間は営農いただく制度ですので、30年後の平成34年に当初指定の分は自由に買取り申出ができるため、市が買い取らなければ建築制限が解除され、廃止につながります。生産緑地が今後減っていく対策につきましては、国に地方から平成34年に向けて要望をあげていますが、具体施策はまだ出てきていません。国の動向を注視している状況です。ただ、市としては、平成24年から随時、生産緑地地区に指定されていない宅地化農地の追加指定について申し出受付を行っています。平成34年対策については、この後ご報告いたします立地適正化計画を策定する中で、農地をどうしていくかということも含めて検討していきたいと考えています。

委員：国の動向待ちの姿勢ではなく、市としての政策的な主体性を持った取組が必要であると前会長も言っていましたので、具体的な、主体的な考え方を早急に聞けることを期待しています。追加指定については平成24年以降、どのくらいあるのでしょうか。

事務局：今年度末で18筆、12,494㎡を追加指定しました。

委員：追加指定を行うに当たっては、市から何らかのアプローチを行ったのですか。

事務局：追加指定の契機は、主に後継者が見つかり申出をされたというものです。

委員：TPPの大筋合意がありました。影響はありますか。

事務局：TPPの影響については、市内では主に野菜生産をされており、尼崎市では関税が3%前後の品目を作っていますので、あまり影響はないと考えています。

委員：中身についてはこれから明らかになると思われしますので、注目しておいて欲しいです。また、今後の人口減少にあたりまちづくりの方向をどう変えていくかという総合戦略の中で、生産緑地の位置づけはどう考えていくのですか。

事務局：総合戦略の中ではそこまで言及していませんが、先ほど申し上げた立地適正化計画の中で、住宅開発を是とするのか、農地保全を是とするのかといった方向の議論をしていきたいと考えています。

委員：人口減少の中で、住宅をどう位置づけていくのかだと思のですが、それも含めて議論するということですか。

事務局：それも含めて議論を進めていきます。

以上

議案第1号(全員異議なしで、原案通り可決)